

第三百二十二回国会  
衆議院

# 地方分権に関する特別委員会議録 第四号

平成七年三月十日(金曜日)

午後二時三十九分開議

出席委員

委員長 笹川 堯君

理事 中馬 弘毅君 理事 野田 聖子君

理事 蓮実 進君 理事 山崎広太郎君

理事 山本 拓君 理事 吉田 治君

理事 島山健治郎君 理事 田中 甲君

理事 甘利 明君 理事 西田 司君

理事 浜田 靖一君 理事 平林 鴻三君

理事 山口 俊一君 理事 若林 正俊君

理事 今井 宏君 理事 岩浅 嘉仁君

理事 上田 清司君 理事 佐藤 茂樹君

理事 富田 茂之君 理事 赤松 広隆君

理事 網岡 雄君 理事 榎田 恵二君

出席國務大臣

自治大臣 野中 広務君

國務大臣 山口 鶴男君

出席政府委員

総務庁長官官房 池ノ内祐司君

長 総務庁行政管理局長 陶山 皓君

局長 自治省行政局長 吉田 弘正君

委員外の出席者

議員 冬柴 鐵三君

議員 増田 敏男君

議員 今井 宏君

議員 山崎広太郎君

地方分権に関する特別委員会議調査室長 前川 尚美君

委員の異動

三月十日

辞任

補欠選任

青木 宏之君 上田 清司君

同日 辞任 補欠選任

上田 清司君 青木 宏之君

三月十日

地方分権の推進に関する法律案(冬柴鐵三君外

三名提出、衆法第二号)

地方分権推進法案(内閣提出第六一号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

地方分権推進法案(内閣提出第六一号)

地方分権の推進に関する法律案(冬柴鐵三君外

三名提出、衆法第二号)

○笹川委員長 これより会議を開きます。

ただいま付託となりました内閣提出、地方分権

推進法案及び冬柴鐵三君外三名提出、地方分権の

推進に関する法律案の両案を一括して議題とし、

順次趣旨の説明を聴取いたします。山口総務庁長

官。

地方分権推進法案

(本号末尾に掲載)

○山口國務大臣 ただいま議題となりました地方

分権推進法案につきまして、その提案理由及び内

容の概要を御説明申し上げます。

国民がゆとりと豊かさを実感できる個性豊かで

活力に満ちた地域社会の実現が求められている今

日、地方公共団体がその実情に沿った個性あふれ

る行政を展開できるよう、その自主性及び自立性

を高めていくため、地方分権の推進が不可欠であ

ります。

このため、政府は、地方分権の推進を当面の重

要課題の一つとして位置づけ、各方面の御意見を

踏まえつつ、昨年十二月二十五日に地方分権の推

進に関する大綱方針を閣議決定いたしました。本

法律案は、この大綱方針の基本的方向に沿って取

りまとめ、ここに提案申し上げる次第であります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説

明いたします。

第一は、地方分権の推進に関する基本理念並び

に国及び地方公共団体の責務であります。

地方分権の推進は、各般の行政を展開する上で

国及び地方公共団体の自主性及び自立性を高め、個

性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ること

を基本として行われるものとしております。ま

た、国及び地方公共団体の責務について、所要の

規定を設けております。

第二は、地方分権の推進に関する基本方針であ

ります。

地方分権の推進は、国においては国際社会にお

ける国家としての存立にかかわる事務など国が本

来果たすべき役割を重点的に担い、地方公共団体

においては地域における行政の自主的かつ総合的

な実施の役割を広く担うことを旨として行われる

ものとしております。

また、地方分権の推進に関する施策として、国

は、地方公共団体への権限の委譲を推進すると

ともに、地方公共団体に対する国の関与、必置規

制、機関委任事務、補助金等の整理及び合理化そ

の他所要の措置を講ずるものとしております。

このほか、国は地方財源の充実確保を、ま

た、地方公共団体はその行政体制の整備確立を図

るものとしております。

第三は、地方分権推進計画であります。

政府は、地方分権の推進に関する基本方針に即

して地方分権推進計画を作成し、当該計画を国会

に報告するとともに、その要旨を公表しなければ

ならないこととしております。

第四は、地方分権推進委員会であります。

委員会は、地方分権推進計画の作成のための具

体的な指針を内閣総理大臣に勧告するとともに、

同計画に基づき施策の実施状況を監視し、その結

果に基づき内閣総理大臣に必要な意見を述べること

を任務としており、委員会の勧告または意見に

ついては、内閣総理大臣はこれを尊重しなければ

ならないこととしております。

委員会は、すぐれた識見を有する者のうちから

両議院の同意を得て内閣総理大臣が任命する委員

七人をもって組織することとするともに、委員

会の事務を処理させるための事務局を置くことと

しております。

また、委員会は、行政機関及び地方公共団体の

長に対して資料の提出、意見の開陳、説明その他

の必要な協力を求めることができることとしてい

るほか、特に必要があると認めるときは、みずか

ら行政機関及び地方公共団体の業務の運営状況を

調査することができることとしております。

なお、この法律は、政令で定める施行の日から

起算して五年を経過した日にその効力を失うこと

としております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の

概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同くだ

さるようお願いいたします。

○笹川委員長 冬柴鐵三君。

地方分権の推進に関する法律案

(本号末尾に掲載)

第二類第八号

地方分権に関する特別委員会議録第四号 平成七年三月十日

○冬業議員 たいだいま議題となりました地方分権の推進に関する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

いわゆる中央集権型行政システムが明治以来の我が国の近代化に一定の役割を果たしてきたことは事実であります。今日においては、行政権限の国への過度の集中をもたらした、行政の非効率化を招いているほか、長年にわたる東京圏への諸機能の一極集中など、さまざまな弊害が生じております。

このような弊害を除去し、地方公共団体がその実情に沿った個性あふれる行政を展開できるよう、その自主性及び自立性を高め、地域の個性を生かした多様な活力あふれる地域づくりを進めることが、国民一人一人がゆとりと生活の豊かさを実感できる社会を実現する上で極めて重要であり、そのためには、中央集権型行政システムから分権型行政システムへの転換を図ること、すなわち、地方分権の推進が不可欠であります。

これは、新進党への合併前の政党である新生党、公明党、日本新党及び民社党のそれぞれの政策提言及び自民党並びに社会党の各政策提言、経団連やいわゆる民間政治臨調の再度の緊急提言、地方六団体の意見書、内閣総理大臣に対する行革審及び地方制度調査会の第二十二回第二十二次及び第二十四回の各答申等がひとしく指摘するところであり、また、衆議院及び参議院の地方分権の推進に関する決議に示されるように、国民合意は形成済みというべきであります。新進党はかかる事実を踏まえ、地方分権の推進を当面の重要課題として位置づけ、党内機関による意見集約を踏まえて本法案を取りまとめ、ここに提出申し上げる次第であります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明いたします。

第一は、地方分権の推進に関する基本理念並びに国及び地方公共団体の責務であります。地方分権の推進は、各般の行政は地域の実情に応じて処理されることが重要であることを踏まえ

つつ、これを展開する上で国及び地方公共団体が分担すべき役割を明確にし、地方公共団体の自主性及び自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ることを基本として行われるものとしております。

また、国及び地方公共団体の責務について、所要の規定を設けております。

第二は、地方分権の推進に関する基本方針であります。地方分権の推進は、国においては国際社会における国家としての存立に直接かかわる事務などが本来果たすべき最小限の役割を明確にし、これを重点的に担い、地方公共団体においては地域における行政について企画、立案及び調整を含め一貫して自主的かつ自立的にこれを実施する役割を広く担うことを旨として行われるものとしております。

また、地方分権の推進に関する施策として、国は、地方公共団体への権限の委譲を推進するとともに、機関委任事務制度及び地方事務官制度を廃止し、国の地方行政機関の整理及び合理化を行い、並びに地方公共団体に対する国の関与及び必置規制を法令で特に定める必要最小限のものとするほか、地方公共団体に対する国の負担金、補助金等の支出金の整理及び合理化並びに地方債の許可制度の弾力化及び簡素化を行う等、地方分権の推進を計画的に行い、おおむね五年を目途に、具體的成果を上げるものとしております。

なお、権限委譲は、できる限り基礎的な地方公共団体である市町村へ行われるよう配慮するものとしております。

このほか、国は地方公共団体の自主財源である地方税の充実強化を基本とする地方税財源の充実確保を、また、地方公共団体はその行政体制の整備確立を図るものとしております。

第四は、地方分権推進委員会であります。委員会は、地方分権推進計画の作成のための具体的な指針を内閣総理大臣に勧告するとともに、同計画に基づく施策の実施状況を監視し、その結果に基づき内閣総理大臣に必要な意見を述べ、委員会の勧告または意見については、内閣総理大臣はこれを尊重しなければならないこととしております。また、内閣総理大臣は、勧告を受けたときは、これを国会に報告するものとし、委員会は、勧告をしまたは意見を述べたときは、その概要を公表し、定期的にその審議の概要を公表することとしております。

委員会は、すぐれた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て内閣総理大臣が任命する委員七人をもって組織することとする。また、委員会の事務を処理させるための事務局を置くこととしております。

また、委員会は、行政機関及び地方公共団体の長に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができることとしているほか、特に必要があると認めるときは、みづから行政機関及び地方公共団体の業務の運営状況を調査することができることとしております。

以上が、この法律案の提出理由及びその内容の概要であります。

何とぞ慎重御審議の上、速やかに御賛同くださるようお願いいたします。

○笹川委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。次回は、来る十六日木曜日午前九時五十分理事會、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。午後二時五十分散会

目次

地方分権推進法案  
地方分権推進法

第一章 総則(第一条-第三条)  
第二章 地方分権の推進に関する基本方針(第四条-第七条)

第三章 地方分権推進計画(第八条)  
第四章 地方分権推進委員会(第九条-第十七条)

附則  
第一章 総則  
(目的)

第一条 この法律は、国民がゆとりと豊かさを実感できる社会を実現することの緊要性にかんがみ、地方分権の推進について、基本理念並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、地方分権の推進に関する施策の基本となる事項を定め、並びに必要な体制を整備することにより、地方分権を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(地方分権の推進に関する基本理念)  
第二条 地方分権の推進は、国と地方公共団体とが共通の目的である国民福祉の増進に向かって相互に協力する関係にあることを踏まえつつ、各般の行政を展開する上で国及び地方公共団体が分担すべき役割を明確にし、地方公共団体の自主性及び自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ることを基本として行われるものとする。

(国及び地方公共団体の責務)  
第三条 国は、前条に定める地方分権の推進に関する基本理念にのっとり、地方分権の推進に関する施策を総合的に策定し、及びこれを実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、国の地方分権の推進に関する施策の推進に呼応し、及び並行して、その行政運営の改善及び充実に係る施策を推進する責務を有する。

3 国及び地方公共団体は、地方分権の推進に伴い、国及び地方公共団体を通じた行政の簡素化及び効率化を推進する責務を有する。

第二章 地方分権の推進に関する基本方針

(国と地方公共団体との役割分担)

第四条 地方分権の推進は、国においては国際社会における国家としての存立にかかわる事務、全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動若しくは地方自治に関する基本的な準則に関する事務又は全国的な規模で若しくは全国的な視点に立って行わなければならない施策及び事業の実施その他の国が本来果たすべき役割を重点的に担い、地方公共団体においては住民に身近な行政は住民に身近な地方公共団体において処理するとの観点から地域における行政の自主的かつ総合的な実施の役割を広く担うべきことを旨として、行われるものとする。

(地方分権の推進に関する国の施策)

第五条 国は、前条に定める国と地方公共団体との役割分担の在り方に即して、地方公共団体への権限の委譲を推進するとともに、地方公共団体に対する国の関与(地方公共団体又はその機関の事務の処理又は管理及び執行に関し、国の行政機関が、地方公共団体又はその機関に対し、許可、認可等の処分、届出の受理その他これらに類する一定の行為を行うことをいう。)、必置規制(国が、地方公共団体に対し、地方公共団体の行政機関若しくは施設、特別の資格若しくは職名を有する職員又は附属機関を設置しなければならないものとする。ことをいう。)、地方公共団体の執行機関が国の機関として行う事務及び地方公共団体に対する国の負担金、補助金等の支出金の整理及び合理化その他所要の措置を講ずるものとする。

(地方財源の充実確保)

第六条 国は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方財源の充実確保を図るものとする。

(地方公共団体の行政体制の整備及び確立)

第七条 地方公共団体は、行政及び財政の改革を推進するとともに、行政の公正の確保と透明性の向上及び住民参加の充実のための措置その他

の必要な措置を講ずることにより、地方分権の推進に応じた地方公共団体の行政体制の整備及び確立を図るものとする。

2 国は、前項の地方公共団体の行政体制の整備及び確立に資するため、地方公共団体に対し必要な支援を行うものとする。

第三章 地方分権推進計画

(地方分権推進計画)

第八条 政府は、地方分権の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、前章に定める地方分権の推進に関する基本方針に即し、講ずべき必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を定めた地方分権推進計画を作成しなければならない。

2 内閣総理大臣は、地方分権推進計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

3 政府は、地方分権推進計画を作成したときは、これを国会に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。

第四章 地方分権推進委員会

(設置)

第九条 総理府に、地方分権推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第十条 委員会は、この法律に定める地方分権の推進に関する基本的事項について調査審議し、その結果に基づいて、第八条に定める地方分権推進計画の作成のための具体的な指針を内閣総理大臣に勧告する。

2 委員会は、地方分権推進計画に基づく施策の実施状況を監視し、その結果に基づき内閣総理大臣に必要な意見を述べらる。

(勸告等の尊重)

第十一条 内閣総理大臣は、前条の勧告又は意見を受けたときは、これを尊重しなければならない。

(組織)

第十二条 委員会は、委員七人をもって組織する。

(委員)

第十三条 委員は、優れた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

2 前項の場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、同項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員を任命することができる。

3 前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認が得られないときは、内閣総理大臣は、直ちにその委員を罷免しなければならない。

4 内閣総理大臣は、委員が禁治産、準禁治産若しくは破産の宣告を受け、又は禁錮以上の刑に処せられたときは、その委員を罷免しなければならない。

5 内閣総理大臣は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、両議院の同意を得て、その委員を罷免することができる。

6 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

7 委員は、非常勤とする。

(委員定数)

第十四条 委員会に、委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(資料の提出その他の協力等)

第十五条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、行政機関及び地方公共団体の長に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

できる。

2 委員会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、行政機関及び地方公共団体の業務の運営状況を調査し、又は委員にこれを調査させることができる。

3 委員会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、第一項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(事務局)

第十六条 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

2 事務局に、事務局長のほか、所要の職員を置く。

3 事務局長は、委員長の命を受けて、局務を掌理する。

(政令への委任)

第十七条 この法律に定めるもののほか、委員会に關し必要な事項は、政令で定める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して四月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第十三条第一項中両議院の同意を得ることに關する部分は、公布の日から施行する。

(特別職の職員の給与に關する法律の一部改正)

2 特別職の職員の給与に關する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第一条第十九号の八の次に次の一号を加える。

十九の九 地方分権推進委員会の委員

(この法律の失効)

3 この法律は、附則第一項の政令で定める日から起算して五年を経過した日にその効力を失う。

理由

国民がゆとりと豊かさを実感できる社会を実現することの緊要性にかんがみ、地方分権を総合的かつ計画的に推進するため、地方分権の推進に関する基本理念並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、地方分権の推進に関する施策の基本となる事項を定め、並びに必要な体制を整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地方分権の推進に関する法律案

地方分権の推進に関する法律

目次

- 第一章 総則(第一条―第三条)
- 第二章 地方分権の推進に関する基本方針(第四条―第七条)
- 第三章 地方分権推進計画(第八条)
- 第四章 地方分権推進委員会(第九条―第十八条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、国民がゆとりと豊かさを実感できる社会を実現するため、行政権限の国への過度の集中による弊害を除去し、それぞれの地域がその特性を生かして発展できるようにすることの緊要性にかんがみ、地方分権の推進について、基本理念並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、地方分権の推進に関する施策の基本となる事項を定め、並びに必要な体制を整備することにより、地方分権を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(地方分権の推進に関する基本理念)

第二条 地方分権の推進は、国と地方公共団体とが共通の目的である国民福祉の増進に向かって相互に協力する関係にあること及び国民福祉の増進を図るためには行政は地域の実情に応じて処理されることが重要であることを踏まえつつ、

各般の行政を展開する上で国及び地方公共団体が分担すべき役割を明確にし、地方公共団体の自主性及び自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ることを基本として行われるものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条に定める地方分権の推進に関する基本理念のつとめ、地方分権の推進に関する施策を総合的に策定し、及びこれを実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、国の地方分権の推進に関する施策の推進に呼応し、及び並行して、その行政運営の改善及び充実に係る施策を推進する責務を有する。

3 国及び地方公共団体は、地方分権の推進に伴い、国及び地方公共団体を通じて行政の簡素化及び効率化を推進する責務を有する。

第二章 地方分権の推進に関する基本方針

(国と地方公共団体との役割分担)

第四条 地方分権の推進は、国においては国際社会における国家としての存立に直接かかわる事務、全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動若しくは地方自治に関する基本的な準則に関する事務又は全国的な規模で行われることが不可欠な施策及び事業の実施その他の国が本来果たすべき最小限の役割を明確にしこれを重点的に担い、地方公共団体においては住民に身近な行政は住民に身近な地方公共団体において処理するとの観点から地域における行政について企画、立案及び調整を含め一貫して自主的かつ自立的にこれを実施する役割を広く担うべきことを旨として、行われるものとする。

(地方分権の推進に関する国の施策)

第五条 国は、前条に定める国と地方公共団体との役割分担の在り方に即して、地方公共団体への権限の委譲を推進するとともに、機関委任事務制度(地方公共団体の執行機関が国の機関として行う事務に係る制度をいう)及び地方事務官制度(地方自治法昭和二十二年法律第六十七

号附則第八条に規定する都道府県の職員に係る制度をいう)を廃止し、国の地方行政機関の整理及び合理化を行い、並びに地方公共団体に對する国の関与(地方公共団体又はその機関の事務の処理又は管理及び執行に關し、国の行政機関が、地方公共団体又はその機関に對し、許可、認可等の処分、届出の受理その他これらに類する一定の行為を行うことをいう)及び必置規制(国が、地方公共団体に對し、地方公共団体の行政機関若しくは施設、特別の資格若しくは職名を有する職員又は附属機関を設置しなればならないものとするをいう)を法令で特に定める必要最小限のものとするほか、地方公共団体に対する国の負担金、補助金等の支出金の整理及び合理化並びに地方債の許可制度の弾力化及び簡素化を行う等、地方分権の推進を計画的かつ集中的に行い、おおむね五年を目途に、具体的成果をあげるものとする。

第三章 地方分権推進計画

(地方分権推進計画)

第八条 政府は、地方分権の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、前章に定める地方分権の推進に関する基本方針に即し、講ずべき必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を定めた地方分権推進計画を作成しなればならない。

2 内閣総理大臣は、地方分権推進計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

3 政府は、地方分権推進計画を作成したときは、これを国会に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。

第四章 地方分権推進委員会

(設置)

第九条 総理府に、地方分権推進委員会(以下委員会)というものを置く。

(所掌事務)

第十条 委員会は、この法律に定める地方分権の推進に関する基本的事項について調査審議し、その結果に基づいて、第八条に定める地方分権推進計画の作成のための具体的な指針を内閣総理大臣に勧告する。

2 委員会は、地方分権推進計画に基づく施策の実施状況を監視し、その結果に基づき内閣総理大臣に必要な意見を述べべる。

(勧告等の公表)

第十一条 委員会は、前条第一項の勧告をし、又は同条第二項の意見を述べたときは、その概要を公表しなければならない。

2 委員会は、定期的に、その審議の概要を公表しなければならない。

(勧告等の尊重等)

第十二条 内閣総理大臣は、第十条の勧告又は意見を受けたときは、これを尊重しなければならない。

2 内閣総理大臣は、第十条第一項の勧告を受け

たときは、これを国会に報告するものとする。

(組織)

第十三条 委員会は、委員七人をもって組織する。

(委員)

第十四条 委員は、優れた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

2 前項の場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、同項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員を任命することができる。

3 前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認が得られないときは、内閣総理大臣は、直ちにその委員を罷免しなければならない。

4 内閣総理大臣は、委員が禁治産、準禁治産若しくは破産の宣告を受け、又は禁錮以上の刑に処せられたときは、その委員を罷免しなければならない。

5 内閣総理大臣は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、両議院の同意を得て、その委員を罷免することができる。

6 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

7 委員は、非常勤とする。

(委員長)

第十五条 委員会に、委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。  
(資料の提出その他の協力等)

第十六条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、行政機関及び地方公共団体の長に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

2 委員会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、行政機関及び地方公共団体の業務の運営状況を調査し、又は委員にこれを調査させることができる。

3 委員会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、第一項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

第十七条 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。  
2 事務局に、事務局長のほか、所要の職員を置く。  
3 事務局長は、委員長の命を受けて、局務を掌理する。  
(政令への委任)

第十八条 この法律に定めるもののほか、委員会に關し必要な事項は、政令で定める。  
附則  
(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して四月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第十四条第一項中両議院の同意を得ることに關する部分は、公布の日から施行する。  
(特別職の職員の給与に關する法律の一部改正)

2 特別職の職員の給与に關する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。  
第一条第十九号の八の次に次の一号を加える。  
十九の九 地方分権推進委員会の委員

理由

国民がゆとりと豊かさを実感できる社会を実現するため、行政権限の国への過度の集中による弊害を除去し、それぞれの地域がその特性を生かして発展できるようにすることの緊要性にかんがみ、地方分権を総合的かつ計画的に推進するため、地方分権の推進に關する基本理念並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、地方分権の推進に關する施策の基本となる事項を定め、並びに必要な体制を整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、平年度約一億五千万円の見込みである。

地方分権に關する特別委員会議録第三号中正誤

ページ 段行 誤 正  
六四末六 方々がこられ、 方々が来られ、  
九二八 値する思つて 値すると思つて  
三三三 私の当選直後 私は当選直後



第二類第八号

地方分権に関する特別委員会議録第四号

平成七年三月十日

平成七年三月十六日印刷

平成七年三月十七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

E